

入 札 説 明 書

京都府営水道浄水場等運転管理業務委託に係る入札公告(令和7年1月10日付け京都府公報。以下「公告」という。)に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公 告 日 令和7年1月10日
- 2 契約担当者 京都府知事 西 脇 隆 俊
- 3 担 当 部 局 京都府建設交通部水道政策課
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
電 話 番 号 (075) 414-5483
ファクシミリ番号 (075) 414-5470
- 4 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
京都府営水道浄水場等運転管理業務委託
 - (2) 業務の場所
宇治市宇治下居、木津川市吐師医王寺及び京都市西京区御陵大原ほか 地内
 - (3) 業務の概要
宇治、木津及び乙訓浄水場運転管理・保守管理業務（終日）
広域浄水センター運転管理業務（夜間）
専門点検業務
小規模修繕業務
詳細は、京都府営水道浄水場等運転管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (4) 契約期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- 5 入札説明書の交付等
 - (1) 入札説明書の交付等
 - ア 交付期間
令和7年1月10日（金）から令和7年1月21日（火）まで
 - イ 入手方法
原則として、京都府ホームページの公営企業の入札情報（以下「ホームページ」という。）からダウンロードすること。やむを得ず直接交付を希望する場合は、アの期間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、3の担当部局に問い合わせの上、入手すること。
なお、直接交付の場合は、この業務委託の入札参加要件を満たす者に限り有償で交付する。
 - (2) 設計図書等の閲覧
 - ア 閲覧期間

令和7年1月10日（金）から令和7年1月31日（金）まで

イ 閲覧方法

閲覧設計図書（仕様書を含む。以下「設計図書」という。）については、ホームページからダウンロードすることができる。やむを得ず窓口での閲覧を希望する場合は、アの期間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、3の担当部局で閲覧することができる。

なお、設計図書の写しの交付を希望する場合は、3の担当部局に問い合わせること。

6 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

7 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、単体業者又は共同企業体であって、次に掲げる要件を全て満たす者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者でなければならない。

(1) 単体業者又は共同企業体の各構成員が、次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出日において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者

オ 申請書を提出するときに、府が発注した建設工事等に関係する債務を遅滞している者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次の(ア)から(キ)までのいずれかに該当する者

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅か

すおそれのある団体に属する者

ク この入札の日前2年間に国、地方公共団体その他の公的団体が発注を行った業務のうち、下水道施設、上水道施設、ごみ焼却施設、ダム施設、用水管理施設及びポンプ場の運転管理業務又は保全管理業務において、次のいずれかに該当すると認められる者

(ア) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(ウ) 検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(エ) 正当な理由なく契約を履行しなかった者

(オ) 落札決定後に契約締結を辞退した者（その者の責めに帰すべき事由において当該契約締結の辞退をしたと認められる者に限る。）

(カ) 契約を解除した者（その者の責めに帰すべき事由において当該契約を解除したと認められる者に限る。）

(キ) (ア)から(カ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ケ 申請書の提出期間の最終日から落札決定日までの期間において、府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領及び物品買入等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされている者。これらの措置要領の適用を受ける有資格者でない者にあつては、それらの措置要件に該当する事実がある者又は事実発生後これらの措置要領等で定める期間を経過していない者

(2) 単体業者にあつてはア及びイ、共同企業体にあつてはア及びウからオまでの要件を満たすこと。

ア 単体業者及び共同企業体の各構成員に共通する要件

供給能力日量1万立方メートル以上の水道法（昭和32年法律第177号）に規定する浄水場（薬品沈殿及び急速ろ過処理を行う浄水場に限る。）における運転管理業務委託を通年で元請として履行した実績を有する者であること。

なお、当該実績については、平成21年度以降の営業年度に2年以上連続した、同一の施設における実績であること。

イ 単体業者の要件

(ア) 自社に次の各号のいずれかを満たす直接的かつ恒常的な雇用関係にある者がおり、業務遂行に必要な技術的助言を行うことができる体制を確保することができる者であること。

a 水道浄水施設管理技士で1級の資格を有する者

b 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）

(イ) 緊急事態時の初期対応として、全ての浄水場について2時間以内に応急復旧を開始する体制を確保することができる者であること。

(ウ) 業務を総括する者（以下「総括責任者」という。）として、水道法に規定する浄水場（薬品沈殿及び急速ろ過処理を行う浄水場に限る。）における2年以上の運転管理業務経験を有する者で次の各号のいずれかを満たす自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を、宇治浄水場又は広域浄水センターに専任で

配置することができる者であること。

- a 水道浄水施設管理技士で2級以上の資格を有する者
- b 水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する水道技術管理者の資格を有する者
- c 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）

(エ) 総括責任者を補佐し、又は代行する者（以下「副総括責任者」という。）として、水道法に規定する浄水場（薬品沈殿及び急速ろ過処理を行う浄水場に限る。）における運転管理業務経験又は下水道法に規定する終末処理場（高度処理を行う終末処理場に限る。）における経験を有する者で次の各号のいずれかを満たす自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を、木津浄水場及び乙訓浄水場に各1名専任で配置することができる者であること。

- a 水道浄水施設管理技士で2級以上の資格を有する者
- b 水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する水道技術管理者の資格を有する者
- c 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）

ウ 共同企業体の要件

- (ア) 構成員の数は、2者又は3者とし、その内訳はエの要件を満たす代表者及びオの要件を満たすその他の構成員であること。
- (イ) 自主結成された共同企業体であること。
- (ウ) 構成員の出資比率は、2者の場合は、それぞれ30パーセント以上、3者の場合は、それぞれ20パーセント以上であること。
- (エ) 構成員のいずれかがイの(ア)の要件を満たすこと。
- (オ) 構成員のいずれかがイの(イ)の要件を満たすこと。

エ 共同企業体の代表者の要件

- (ア) 出資比率が構成員中最大の者であること。
- (イ) イの(ウ)の要件を満たす者であること。
- (ウ) 副総括責任者として、イの(エ)の要件を満たす者を木津浄水場又は乙訓浄水場のいずれかに1名専任で配置することができる者であること。ただし、構成員が3者の場合は、配置を要さない。

オ 共同企業体のその他の構成員の要件

副総括責任者として、イの(エ)の要件を満たす者を、木津浄水場又は乙訓浄水場のうち、代表者が副総括責任者を配置する浄水場以外の浄水場に1名専任で配置することができる者であること。

8 一般競争入札参加資格の確認

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和7年1月17日（金）から令和7年1月21日（火）まで

(2) 提出場所

3に同じ。

(3) 提出方法

3の担当部局にあらかじめ連絡の上、提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（日曜日及び土曜日を含まない。）の間に持参して提出すること（郵送による提出は認めない。）。

(4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書

イ 府税納税証明書又は滞納がないことを示す書類

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 営業経歴書及び営業実績調書（別記様式2）

オ 法人にあっては財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し、営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料（仕掛品を含む。）の現在高調書

カ 印鑑証明書（発行の日から3箇月以内のものに限る。）

キ 7に該当することを証する次の書類。ただし、単体業者にあっては、(カ)及び(キ)の提出は不要である。

(ア) 同種業務の受託実績調書（別記様式3）

(イ) 自社保有技術員調書（別記様式4）

(ウ) 営業所一覧表（別記様式5）

(エ) 緊急事態時の体制がわかる書類

(オ) 配置予定技術者調書（別記様式6）

(カ) 共同企業体協定書の写し

(キ) 共同企業体委任状

ク 誓約書（別記様式7）

ケ その他入札に参加する者に必要な資格を証する書類

コ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別記様式8）

サ 取引使用印鑑届（別記様式9）

シ 返信用封筒（第一種定形郵便物の封筒に住所及び氏名を記入し、110円切手を貼付したもの）

(5) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) その他

申請書等の作成及び提出に要する費用は申請者の負担とし、提出された書類は返

却しない。

9 参加資格を有する者の名簿への登載

6及び7について参加資格があると認定された者は、京都府営水道浄水場等運転管理業務委託に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

10 資格審査確認結果の通知

資格審査の確認結果は、申請書等を提出した者に別途通知する。

11 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、10による資格審査の確認結果を通知した日から令和7年4月1日までとする。

12 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、府に対して、入札参加資格がないと認められた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5日（日曜日及び土曜日を含まない。）を経過する日までに3の担当部局に持参した場合に限り、説明を求めることができる。

なお、説明を求める場合は、書面を上記の期間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、3の担当部局に持参すること。（郵送又は電送によるものは受け付けない。）

また、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5日（日曜日及び土曜日を含まない。）を経過する日までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

13 参加資格審査申請書記載事項の変更

申請書を提出した者（9の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記様式10）により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 営業所等の名称
- (4) 営業所等の所在地
- (5) 法人にあつては、代表者の氏名又は権限を委任された営業所長等の職氏名
- (6) 個人にあつては、その者の氏名
- (7) 取引使用印鑑

14 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（6及び7の(1)のアに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

- イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
 - ウ 個人が法人を設立したときは、その法人
 - エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
 - オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人
- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（別記様式 11。以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

15 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- ア 契約の履行に当たり、故意に委託業務を粗雑に行い、又は委託業務の品質、内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
 - カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

16 入札参加者が 1 者のみの場合の措置

開札の前後に関わらず、入札参加者が 1 者のみの場合は、入札を中止することがある。

17 申請書等又は設計図書に関する質問回答

(1) 申請書等に関する質問回答

質問については、設計図書等に関する質問書（別記様式 12。以下「質問書」という。）に記入し、令和 7 年 1 月 14 日（火）午後 5 時までに、持参又はファクシミリで 3 の担当部局に提出すること（郵送又は電子メールによるものは受け付けない。）。

なお、質問書をファクシミリで提出した場合は、質問書をファクシミリ送信した旨、3 の担当部局に電話により連絡すること。

また、回答については、令和7年1月16日（木）までに、ホームページ上において行う。

(2) 設計図書に関する質問回答

質問については、質問書に記入し、令和7年1月29日（水）午後5時までに、持参又はファクシミリで3の担当部局に提出すること（郵送又は電子メールによるものは受け付けない。）。

なお、質問書をファクシミリで提出した場合は、質問書をファクシミリ送信した旨、3の担当部局に電話により連絡すること。

また、回答については、令和7年1月31日（金）までに、ホームページ上において行う。

18 入札手続等

(1) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年2月4日（火）午前10時

イ 場所

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府職員福利厚生センター 第2・3会議室

(2) 入札の方法

ア 持参によるものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称、共同企業体の場合はその名称）及び「京都府営水道浄水場等運転管理業務委託入札書在中」と記載し、封筒の開口部を封印すること。

なお、(10)に規定する再度入札を行う場合にあっては、この限りでない。

エ 入札回数は2回までとする。

オ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

カ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

キ 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行できないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 入札者は、入札説明書並びに設計図書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「設計図書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。入札後、設計

図書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 委託費内訳書

ア 入札書の提出に併せ、委託費内訳書(以下「内訳書」という。)を提出すること。

イ 内訳書の業務価格（消費税相当額を除く合計金額）は、入札書に記載する金額に一致させること。

ウ 内訳書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている閲覧設計書の項目に一致させること。

なお、内訳書の表紙には、業務名及び商号（名称）のみを記載すること。

エ 内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

オ (10)に規定する再度入札を行う場合は、内訳書の提出を要しない。

(9) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行うものとする。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(10) 再度入札に関する事項

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、ウにより、再度入札に参加することができる者がいないときは、再度入札を行わない。

イ 再度入札は、1回限りとする。

ウ 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

(ア) 当初入札において辞退した者

(イ) 当初入札において無効又は失格の入札をした者

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 6及び7に掲げる資格のない者の行った入札

イ 申請書等を提出しなかった者の行った入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 委任状を持参しない代理人による入札

オ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者の行った入札

カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

キ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札

- ク 入札参加資格認定後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
 - ケ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の行った入札
 - コ 氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者の行った入札
 - サ 開札の日時において有効な内訳書を提出していない者の行った入札（再度入札の場合を除く。）
 - シ 他人の氏名又は他の商号が記載された内訳書を提示し、又は提出した者の行った入札
 - ス 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示し、又は提出した者の行った入札
 - セ その他入札に関する条件に違反した者の行った入札
- (12) 入札の失格
- 次のいずれかに該当する入札は、失格とする。
- ア 最低制限価格未満の価格で入札をした者の行った入札
 - イ 再度入札時において、当初入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札をした者の行った入札
- (13) 落札者の決定方法
- ア 京都府公営企業会計規程（昭和 47 年京都府公営企業管理規程第 9 号）第 112 条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「例による規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札をした者は失格とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

また、この入札に係る落札者の決定は、令和 7 年度予算の京都府議会の議決を条件とし、令和 7 年 4 月 1 日付けで行うこととする。
 - イ 落札者が決定通知のあった日に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。
- 19 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- 20 契約書の作成の要否
要する（別添契約書（案）により作成するものとする。）。
- 21 入札保証金
免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 相当

額の違約金を落札者から徴収する。

22 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

23 入札の執行

この入札に係る令和7年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しなかったものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

24 その他

- (1) 1から23までに定めるもののほか、例による規則の定めるところによる。
- (2) 令和8年度以降の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。
- (3) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことがある。
- (4) 入札参加者は、公告、この入札説明書、設計図書及び契約書（案）を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (5) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、府の指名停止等の措置を行うことがある。
- (6) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。
- (7) 落札者は、申請書添付資料に記載した配置予定技術者をこの業務に配置すること。